



欧州統一特許・統一特許裁判所制度に大幅な遅れ

1. 欧州統一特許制度、統一特許裁判所制度とは

1) 欧州統一特許制度

EU加盟国の各国特許の束としてではなく、特許付与後すぐに統一的效果を有するEP特許として登録される制度。現行のEP特許制度を補完する役割。統一的效果を有するEP特許を取得することを望まない特許出願人は、現行のEP特許制度のもとで各国で特許を取得できる。

2) 統一特許裁判所制度(UPC) 欧州単一効特許制度下において、EPOによって付与された特許権が統一裁判所を介して法的強制力を持つ。各国国内段階移行手続は不要であり、各国国内費用および翻訳費用も不要。

2) 欧州特許

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。